

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度 (令和2年度変更)
計画主体	宮崎県宮崎市

宮崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	宮崎市農政部森林水産課
所在地	宮崎市橘通東一丁目14番20号
電話番号	0985-21-1919
FAX番号	0985-31-2855
メールアドレス	15sinrin@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシ、サル、シカ、アナグマ、タヌキ、ドバト、カラス、アライグマ、カワ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	宮崎市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	0.53ha 697千円
	林産物	6.49ha 226千円
	果樹	0.01ha 80千円
	その他	3.98ha 771千円
	計	11.01ha 1,774千円
サル	果樹	0.15ha 1,236千円
	イモ類	0.22ha 1,009千円
	野菜	0.27ha 830千円
	水稻	0.04ha 50千円
	その他	4.48ha 99千円
	計	5.16ha 3,224千円
シカ	林産物	6.72ha 643千円
	水稻	0.15ha 200千円
	果樹	0.01ha 50千円
	飼料作物	0.01ha 3千円
	その他	0.02ha 35千円
	計	6.91ha 931千円
アナグマ	野菜	0.22ha 106千円
	その他	0.26ha 17千円
	計	0.48ha 123千円
タヌキ	野菜	0.14ha 26千円
	その他	0.08ha 6千円
	計	0.22ha 32千円
ドバト	生活環境	2.91ha —千円
カラス	飼料作物	0.09ha 20千円
アライグマ	—	—ha —千円

カワウ	放流鮎	— ha	— 千円
-----	-----	------	------

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	被害は、市内全域でみられ、水稻、林産物が中心となっているが、田んぼの畦や法面を掘り返すなどの被害も発生しており、住宅地で目撃されることも多くなってきている。今後更なる被害の拡大が懸念される。
サル	果樹とイモ類を中心に野菜や水稻の被害も年間を通じて発生している。また、住宅地等への出没範囲の拡大や威嚇行為による生活環境被害も年々増加傾向にある。
シカ	宮崎市南部への生息範囲の広がりや集落への出没も多くなってきている。苗木の食害や皮剥ぎの被害が多い。
アナグマ	被害の中心は、野菜の食害となっている。住宅への侵入も多く生活環境の被害も多くなってきている。
タヌキ	疥癬病にかかったタヌキが住宅地へ出没することで、飼い犬等への病気の伝染被害や、生活環境への悪影響が懸念される状況にあり、目撃件数も増加している。
ドバト	ドバトの被害は、施設周辺やその内部への糞害が非常に多い。
カラス	30年度の被害においては、飼料ロールへのいたずらが多かった。
アライグマ	周辺市町村での目撃情報や捕獲実績があることから今後、被害を受ける可能性がある。
カワウ	現在カワウの被害については、調査中であるため詳しい被害金額等については、把握できていないが放流した鮎の食害等の被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度） 【30%削減】	
	金 額	面 積	金 額	面 積
イノシシ	1,774	11.01	1,241	7.70
サル	3,224	5.16	2,256	3.61
シカ	931	6.91	651	4.83
アナグマ	123	0.48	86	0.33
タヌキ	32	0.22	22	0.15
ドバト	—	2.91	—	2.03
カラス	20	0.09	14	0.06
アライグマ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班を組織し、被害発生箇所における適正かつ安全な有害鳥獣の捕獲活動及び埋却処理を実施しており、その組織支援を行っている。</p> <p>パトロール隊を設置し、捕獲のための情報提供を迅速に行う。また、狩猟者の確保ために狩猟免許費用等の一部補助を行っている。</p>	<p>一部の集落では、防護柵の設置等の被害対策を実施せず、有害捕獲のみに頼った対策が見受けられ、捕獲班員の負担が増加している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>交付金事業を活用した防護柵の整備に積極的に取組んでおり、集落より事業実施の要望があった際には、必ず事前に研修会を実施し効果の高い防護柵の設置を進めている。</p>	<p>集落によっては、合意形成が難しく交付金事業を活用した防護柵の整備が実施できない集落もある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来どおりの防護柵等普及の取組みに併せ、研修会、合同追払い活動、環境整備など地域一体となった被害対策を推進する。

農作物等の被害の現状や生息状況を集落全体で把握し、不適切な残渣処理や収穫作物の取り残し等を是正するなど、野生鳥獣による農作物被害を誘発する原因の改善を目指すことにより、生息環境の対策を推進する。

新たな捕獲班員など担い手確保の推進を図るとともに、地域ごとに野生鳥獣の生息状況に応じた適切な捕獲対策の構築を推進する。

地域で取組む鳥獣害対策の充実を図るため、鳥獣害対策マイスター等の育成を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会の推薦により編成。
 イノシシ、サル、シカ等有害鳥獣捕獲を行う。
 アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ サル シカ アナグマ タヌキ ドバト カラス アライグマ カワウ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保
3年度	イノシシ サル シカ アナグマ タヌキ ドバト カラス アライグマ カワウ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保
4年度	イノシシ サル シカ アナグマ タヌキ ドバト カラス アライグマ カワウ	捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
鳥獣種	捕獲実績		捕獲計画頭数根拠
	年度	頭羽数	
イノシシ	28～30	2,251頭	過去3カ年平均捕獲頭数の4割増
サル	28～30	801頭	過去3カ年平均捕獲頭数
シカ	28～30	242頭	過去3カ年平均捕獲頭数
アナグマ	28～30	58頭	2年度より捕獲報奨金の対象とした場合に想定される捕獲頭数
タヌキ	28～30	8頭	2年度より捕獲報奨金の対象とした場合に想定される捕獲頭数
ドバト	28～30	250羽	過去3カ年平均捕獲羽数
カラス	28～30	259羽	過去3カ年平均捕獲羽数
アライグマ	—	—	生息が確認されれば捕獲を行う
カワウ	—	—	被害の発生後、状況に応じて捕獲を行う

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	1,050	1,050	1,050
サル	270	270	270
シカ	80	80	80
アナグマ	40	40	40
タヌキ	25	25	25
ドバト	80	80	80
カラス	85	85	85
アライグマ	—	—	—
カワウ	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

今後も、引き続き有害鳥獣捕獲班に協力を依頼し効率的な捕獲活動を推進していく。また、狩猟者の確保ために継続して新規の免許取得者に対する補助事業を実施し、新たな担い手の確保に努める。

鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業（緊急捕獲事業）においては、現在イノシシ、シカ、サルのみを補助金の対象しているが、令和2年度からは、補助金の対象鳥獣にタヌキとアナグマを追加し捕獲頭数の増加による被害の減少を目指す。

イノシシ、サル、シカの被害が発生している地域については1年を通じて捕獲できる体制とし、アナグマ、タヌキ、ドバト、カラス、カワウについても、同様に被害発生時には早急に捕獲を実施する。

また、アライグマについては、特定外来生物であるため、生息を確認した場合は速やかに捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

(単位：m)

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	2段張り電気柵 15, 266	要望があれば協議し、必要に応じて導入	
イノシシ サル シカ	複合柵（ワイヤーメッシュ柵4段張り電気柵） 3, 650		
イノシシ アナグマ	3段張り電気柵 —		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ サル シカ アナグマ タヌキ ドバト カラス アライグマ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域で研修会等を開催し、地域が一体となって被害の状況及び被害防止対策の検討、実施を行う。 関係機関職員を中心に鳥獣被害対策マイスター研修の受講を推進し、各地域のリーダーとなれる人材の育成を図る。 獣と集落の棲み分けを行ううえで、緩衝帯の設置が重要な事を伝え設置を推進していく。
3年度		
4年度		

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

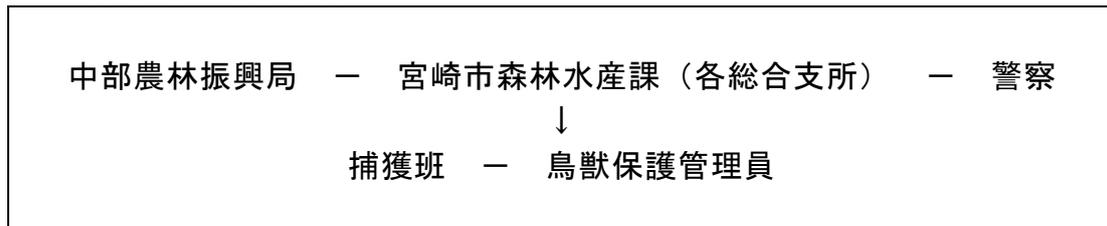
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮崎県中部農林振興局	連絡調整、情報の発信、初期対応
宮 崎 市	連絡調整、情報の発信、初期対応
捕 獲 班	有害鳥獣捕獲体制の整備・協力、捕獲活動
警 察	緊急時における有害鳥獣捕獲活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、捕獲現場において生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設処理を行うよう捕獲者へ周知を図る。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉として、活用する場合には、関係法令を遵守し、衛生管理を徹底し適切な方法で処理する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宮崎市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
中部農林振興局 農畜産課	連絡調整、情報の発信
宮崎北地区猟友会	捕獲体制の整備・協力
宮崎南地区猟友会	
東諸県地区猟友会（高岡支部・穆佐支部）	
鳥獣保護管理員	鳥獣の適正な保護管理
宮崎中央農業協同組合	農作物被害等の情報収集
宮崎中央森林組合	林産物被害等の情報収集
宮崎市・森林水産課	協議会事務局
宮崎市 清武総合支所 農林建設課 高岡総合支所 農林建設課 田野総合支所 農林建設課 佐土原総合支所 農林建設課	情報共有

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	被害防止対策に関する指導や助言
鳥獣被害対策特命チーム	被害防止対策に関する指導や助言、協力体制

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成24年3月19日
構成	市職員10名
活動内容	集落一体となった被害防止対策活動の普及啓発を図るとともに地域に応じた新たな対策の構築を目指すため、助言、指導を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合等の組織と連携し、鳥獣被害対策を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。